

令和3年度大分県観光客動態調査及び住民の観光客受け入れに対する意識調査事業
業務委託仕様書

1 委託業務名

「大分県観光客動態調査及び住民の観光客受け入れに対する意識調査事業」

2 委託期間

委託契約日から令和4年1月31日まで

3 委託業務の目的

大分県における観光客の動態や特徴等を調査分析し、戦略的かつ効果的に観光客の受入環境整備や情報発信、周遊観光ルートの検討など今後の観光地域づくりの基礎資料とするとともに、調査分析結果を関係者等と共有することを目的とする。

また、大分県在住者に対して観光に対する意識調査を行うことにより、地域住民の観光客受け入れに対する意識や満足度等を把握し、受入環境整備等に活用することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 観光客動態調査分析

位置情報ビッグデータ等を利用して、大分県への来訪者の動態や特徴等について調査分析を行うこと。

① 利用データ

携帯電話の位置情報ビッグデータ(例：GPS位置情報データ等)を利用すること。

その他必要な場合は、取得可能な既存データ等を利用することも可能とする。

※ 調査方法や利用するデータの名称及び提供元等を企画提案書に具体的に記載すること。

② 調査対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※ 1年間分を通年及び特定の時期毎(四半期、毎月等)に分けて集計すること。

③ 対象地域

大分県全体およびエリア毎(4エリア以上)

※ 対象エリア分けについては、提案を基に協議の上で決定する。

④ 調査対象者

調査期間中(②)に調査対象地域(③)を訪れた観光客

※ 県内在住者の県内観光も含む。

※ 居住者、就業者等を除外する。

⑤ サンプル数

可能な限り多く取得すること。調査対象となるユーザー数を明記すること。

⑥ 調査項目

対象地域を訪問する観光客の行動パターン等(来訪者の特徴、滞在状況、周遊状況等)について、携帯電話の位置情報ビッグデータを活用し、以下の分析軸により分析・レポート化を

行う事とする。

1. 来訪者の特徴（来訪者数、発地、性年代）
2. 旅程分析
3. 宿泊地分析
4. 宿泊数分析
5. 立ち寄り分析

※ 発地、宿泊地、立ち寄り分析は可能な限り最小市町村単位とする。

※ 上記以外に効果的な調査分析項目があれば、企画提案書に提案項目及びその理由を記載すること。

(2) 住民の観光客受け入れに対する意識調査分析

Web等でアンケート調査を実施し、大分県在住者の観光客受け入れに対する意識について調査分析を行うこと。

① 調査方法

アンケート調査の形で実施すること。

※Web・対面等、形式は問わないが、具体的な調査方法（調査対象者の抽出方法を含む）を企画提案書に記載する事。

② 調査対象期間

調査時期・期間については、契約後協議の上で決定する。

③ サンプル数

1000 サンプル以上とする。

④ 調査対象者

大分県内在住者（4以上のエリア毎とする。）

⑤ 設問数

10問以上とする。

(3) 追加の調査分析提案

(1)、(2)のほかに効果的な調査分析提案等があれば、企画提案書に具体的に記載し提案すること。ただし、追加提案は必須ではない。

(4) 総合分析

(1)、(2)の分析結果を元に、それぞれの調査に関する報告書を作成すること。

また、本分析により明らかになった情報を活用し、行政・各種サービス主体が取り組むべき課題・活用事例等、各自治体の施策立案の参考となるような視点で、分かりやすい報告書作成を工夫すること。

なお、(1)③及び(2)④で定めたエリア毎の報告書を提出すること。

(5) 成果品の納品

① 成果品

冊子と電子データで行うものとする。なお、報告するデータの具体的な様式等は協議の上、決定する。

1. 調査分析報告書

2. 電子データ

② 納期

令和4年1月31日（月）

5 著作権及び秘密保持

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び19条を行使することができないものとする。

6 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県・ツーリズムおおいたと十分協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、承認を得ること。
- (2) 作業の進捗状況については、随時、報告するとともに指示を受けること。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (5) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (6) 事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (7) 本事業で使用する資料等について、受託事業者以外の者が著作権を保有している場合は、その権利の取り扱いについて、調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (8) 受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合には、指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (9) 本業務を遂行する上で知り得た情報・秘密については、県・ツーリズムおおいとの承認を得ることなく第三者に漏らしたり、委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、または委託契約が解除された後においても同様とする。
- (10) 業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、協議のうえ決定するものとする。